

松阪市飯高産業振興センター条例

改正後	改正前																		
<p>(使用料の減免)</p> <p>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除</p> <p>(2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除</p> <p>(3) 住民自治協議会、自治会等の地域団体が、地域活動のために使用するとき 全額免除</p> <p>(4) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する市内の社会教育関係団体が公益上必要と認められる事業に使用するとき 全額免除</p> <p>(5) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額</p>	<p>(使用料の免除)</p> <p>第9条 前条の使用料を免除する場合は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市及びその機関に関連する公共的団体が、公共的行事又は事業（会議を含む。以下同じ。）のために使用するとき。</p> <p>(2) 他の公共団体及びその機関に関連する団体が、主催し、又は共催して行う行事及び事業のために使用するとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。</p>																		
<p>別表（第8条関係）</p>	<p>別表（第8条関係）</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="114 753 459 820">区分</th> <th data-bbox="459 753 880 820">使用料（1日）</th> <th data-bbox="880 753 1106 820">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="114 820 459 927">研究開発兼体験室</td> <td data-bbox="459 820 880 927">8,250円と利用人員に490円を乗じた金額のいずれか低い金額</td> <td data-bbox="880 820 1106 927"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="114 927 459 997">研修室及び展示コーナー</td> <td data-bbox="459 927 880 997">3,300円</td> <td data-bbox="880 927 1106 997"></td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料（1日）	備考	研究開発兼体験室	8,250円と利用人員に490円を乗じた金額のいずれか低い金額		研修室及び展示コーナー	3,300円		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1133 753 1478 820">区分</th> <th data-bbox="1478 753 1899 820">使用料（1回）</th> <th data-bbox="1899 753 2134 820">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1133 820 1478 927">研究開発兼体験室</td> <td data-bbox="1478 820 1899 927">5,500円と利用人員に330円を乗じた金額のいずれか低い金額</td> <td data-bbox="1899 820 2134 927"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 927 1478 997">研修室及び展示コーナー</td> <td data-bbox="1478 927 1899 997">2,200円</td> <td data-bbox="1899 927 2134 997"></td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料（1回）	備考	研究開発兼体験室	5,500円と利用人員に330円を乗じた金額のいずれか低い金額		研修室及び展示コーナー	2,200円	
区分	使用料（1日）	備考																	
研究開発兼体験室	8,250円と利用人員に490円を乗じた金額のいずれか低い金額																		
研修室及び展示コーナー	3,300円																		
区分	使用料（1回）	備考																	
研究開発兼体験室	5,500円と利用人員に330円を乗じた金額のいずれか低い金額																		
研修室及び展示コーナー	2,200円																		
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>																		